

必ずお読みください

2026 年 9 月

団体総合生活保険の 2026年10月1日以降始期契約のご加入者様

東京海上日動火災保険株式会社

団体総合生活保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご加入いただいております団体総合生活保険について、2026年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、保険料等が変更となる場合がございますので、募集パンフレットおよび加入依頼書等を併せてご確認ください、ご不明な点や詳細につきましては代理店または東京海上日動までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

敬 具

主な改定点

○印のある補償について、以下のとおり改定いたします。

変更する補償			
① 傷害補償		② 賠償・財産・費用に関する補償	
変更する補償		改定項目	概要
①	②		
○		「手術」の定義改定	「手術に対するお客様の身体的負担等を補償する」という手術保険金の目的に照らし、約款上の「手術」の定義について、公的医療保険制度の医科診療報酬点数表により「手術等管理料」(*)として算定されるものを除く改定を行います。 (*)手術前後に行われる医学的管理を評価する診療報酬点数
	○	ホールインワン・アルバトロス費用補償特約に関する改定	ホールインワンまたはアルバトロスの達成後、雨天等により競技を中止した場合も補償対象とする約款改定を行います。(*) (*)パー35 以上の 9 ホールを正規にラウンドする前提であったことが、ゴルフ場の予約画面等で確認できる場合に限りです。
	○	行政書士法改正に伴う改定	行政書士法の改正に伴い、「弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)」の当該法令参照部分につき条番号の繰り下げ対応を行います(補償内容に変更はありません)。

このご案内は、2026 年 10 月 1 日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載しているものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しい補償内容等については「約款」に記載していますので、必要に応じて東京海上日動のホームページ等でご参照ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

07E1-GJ05-25005-202511
26T-000798(2026 年 8 月作成)